

第4章 健やかに暮らすための保健・医療の充実【保健・医療】

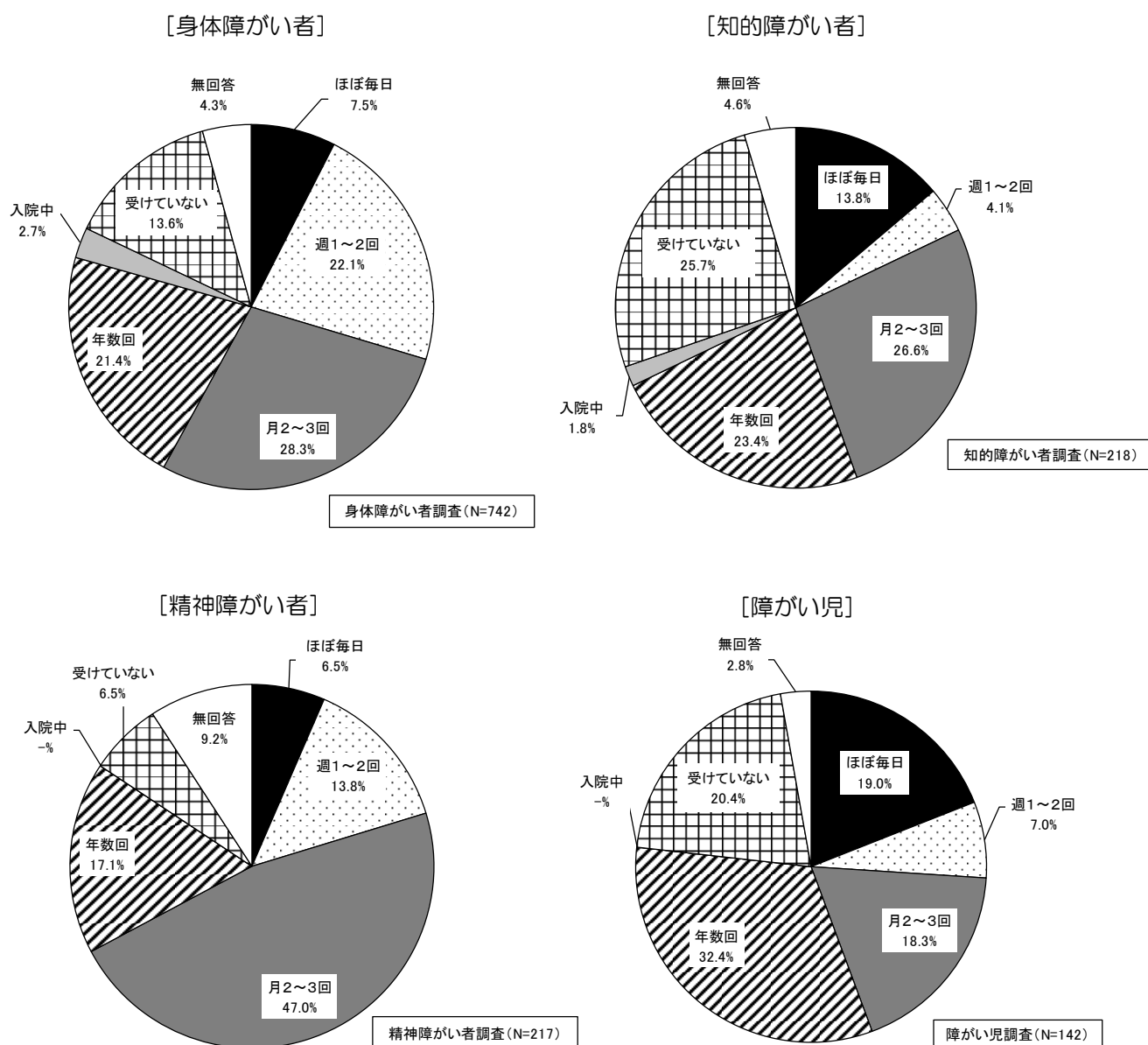
1. 保健・医療の充実

現状と課題

障がい者に対する保健・医療サービスは、障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど、障がいのある人の自立を促進するために重要な意義を有しています。

そのため、障がい者の健康の保持・増進に向け、適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、地域の保健医療体制等の充実を図ることが必要となります。またこれに併せ、障がい者が医療を受けることによる自己負担を軽減するため、適切な医療制度の活用を促進していくことも必要となります。

【医療機関や施設などでの定期的な医師の診察の受診状況】



○当事者の声

- ・家族も社会的にもそうだが、精神疾患はどうしても“病気”として考える方向が少ない。

施策の基本的方向性

- 医療機関と連携して、障がい者が地域で適切な医療やリハビリテーションを受けられる体制づくりに努めます。
- 障がい者が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療など医療費の公費負担・助成制度等について周知を図ります。

具体的取り組み (例)

(1) 保健医療サービスの適切な提供

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自立支援医療	医療機関等と連携して、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療費公費負担制度）の周知に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
重度障がい者医療費支給制度	重度の障がい者の医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費支給制度」の周知に努めます。	継続	医療保険課	

2. 障がいの原因となる疾病等の予防

現状と課題

障がいの原因となる疾病等の予防のためには、ライフステージに応じた健診等の実施が重要になります。健康診査は、疾病の危険（リスク）の早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会であり、必要に応じて保健指導に結び付けています。

また、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病に起因する障がいの発生を予防するため、生活習慣病予防事業との連携も重要です。

このほか、高齢化の進行に伴う要介護者の増加を見据え、介護状態等への移行を予防するための介護予防事業との連携も必要となります。

施策の基本的方向性

- 保健・医療の正しい知識の普及啓発及び疾病等のリスク予防、早期発見のため、健康教育、健康相談等の各種保健事業の充実を図るとともに、事業の広報方法等をさらに見直し、事業の周知と利用促進に努めます。
- 生活習慣病等の障がいの原因となる疾病の予防と早期発見のため、健康診査、がん検診の受診率の向上に努めます。
- 高齢者を対象とした介護予防事業を推進し、高齢期の生きがいづくりや認知症等の予防に努めます。

具体的取り組み

(例)

(1) 生活習慣病等の予防や介護予防の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
健康診査・各種がん検診	40歳以上の市民を対象に生活習慣病等の疾病を早期に発見し、生活習慣の改善や適切な治療に結びつけるための健康診査・がん検診を行います。	継続	健康・スポーツ課	○
若年者健康診査	20歳から39歳以下の若年層を対象とした健康診査を行い、若年層の健康づくりに対する意識の向上と、より早期からの疾病予防に努めます。	拡充	医療保険課	
健康教育	生活習慣病予防教室やウォーキング教室、栄養教室等の各種健康教育を行い、生活習慣病予防等に関する知識の普及に努めます。	継続	健康・スポーツ課	
健康相談	生活習慣病予防等をはじめとした健康づくりに関する相談を行います。	継続	健康・スポーツ課	
介護予防事業	すべての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の普及啓発や、要介護状態におちいるおそれがある虚弱高齢者（特定高齢者）を対象とした介護予防事業を行います。	継続	高齢者支援課	

3. 精神保健対策

現状と課題

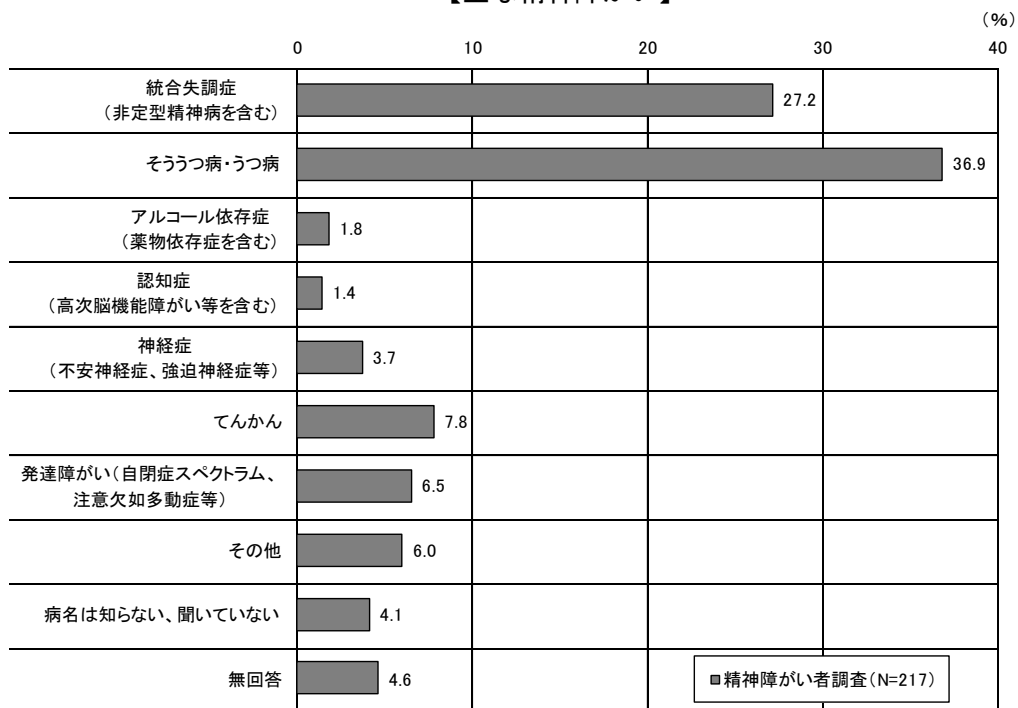
本市の障がい者手帳所持者数や自立支援医療の利用者数は、年々増加傾向にあります。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域の中できめ細やかな医療の提供・支援を行っていく必要があります。

また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域への円滑な移行を進めるため、退院後の切れ目ない支援も必要となります。加えて、これらの取り組みにあたっては、精神障がい者本人及び家族のニーズに対応できる相談体制の整備が不可欠です。

このほか、近年では社会環境の多様化や、人間関係のあり方が変化していることに伴うストレスの増大により、心の健康が損なわれやすい状況にあります。こうしたところのバランスが要因の1つと考えられるうつ病については全国的にも増加しているとみられ、本市のアンケート調査結果でも精神障がいの中に占める割合は高くなっています。またアルコールや薬物、ギャンブル等への依存など、ところのバランスが崩れることに起因する様々な問題に悩む方や、その家族へのケアも課題となっています。

こうした方たちに対し、住み慣れた地域の中での生活を継続できるよう、必要な医療やサービス等の支援を行うとともに、周知の理解を進めていくための啓発活動も求められます。

【主な精神障がい】



○当事者の声

- ・精神障がいに対する社会的理解が進んでいない。
- ・学校教育の場で、心の病を理解するための取組をしてもらいたい。
- ・障がい特性を理解している方がすぐ近くにいる、連絡して相談できる体制をつくってもらえれば、もう少し暮らしやすいのではないかな。

施策の基本的方向性

- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や医療機関等と連携して、心の健康づくりや精神疾患等に関する相談の充実に努めます。
- 自殺対策基本法等を踏まえ、自殺予防を含むうつ病予防等の心の健康づくりに関する相談の充実に努めます。
- 障がい者生活支援センターや障がい者相談員及び関係機関と連携して、精神障がい者やその家族に対する相談・支援の充実に努めます。

具体的取り組み (例)

(1) 心の健康づくり

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自殺予防の取り組み	講演会等による自殺予防の啓発等を行うとともに、本人や家族等からの相談を受け付け、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携して適切な支援へと結びつけます。	継続	健康・スポーツ課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
精神保健福祉相談事業	医師による定例相談や、保健師による家庭訪問・電話・面接による随時相談を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
精神障がいに関する各種普及啓発事業	一般市民や当事者及びその家族を対象とした講演会や講座を実施し、精神保健に関する知識の普及や精神障がい者に対する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
自殺予防対策事業	ゲートキーパー研修や自死遺族支援に関わる関係者研修の実施や、地域での自殺対策の協議を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
アルコール依存症支援事業	アルコールに関する正しい知識の普及や、アルコール依存症者への対応方法に関する研修、断酒継続支援の強化に取り組みます。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

4. 難病に関する施策の充実

現状と課題

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病の方も障がい福祉サービスが利用できるようになりました。その対象となる疾病の数も数回の変更を経て、令和 3 年 11 月からは 366 疾病が対象とされています。

関係団体ヒアリング調査からは、難病に関する理解が進んでおらず、地域の中で暮らしていくことに困難を感じることもあるとの意見も出されました。今後は、難病患者の療育上、日常生活上の悩みや不安の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における難病患者支援を進めることが必要です。

そのためには地域の関係機関が連携し、地域で生活する難病患者への日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進が重要となります。また、難病患者等への障がい福祉サービスの提供にあたっては、本人や家族、周囲への周知と理解を進め、難病等の特性に応じたサービス利用と、周囲の配慮を進めることが必要となります。

○当事者の声

- ・本人が難病と認めるまでに気持ちの整理が必要。病気になった時に人に気兼ねなく言えるようになるまでは随分時間がかかると思う。
- ・難病のことについて、自分も当事者にならなかつたら多分知らないと思う。一般の方は知らない人が多いと思う。

施策の基本的方向性

- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所を通じて、難病（特定疾患）の方を対象とした福祉サービスについて周知を図ります。
- 難病の方が必要としている福祉サービスを利用できるよう、各種サービスや相談窓口等に関する情報提供に努めます。

具体的取り組み（例）

（1）難病の方への支援に係る各種情報提供

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
医療・福祉に関する情報提供	広報紙やホームページ等を活用し、難病（特定疾患）の方を対象とした医療費助成制度や、障がい福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報提供を行います。	新規	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
特定疾患医療費助成制度	原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち厚生労働省が定める「特定疾患」について、医療費の一部公費負担による患者及び家族の負担軽減を図っています。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
難病相談事業	患者・家族に対する相談、交流会、講演会等を実施しています。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

第5章 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】

1. 早期発見・早期療育の充実

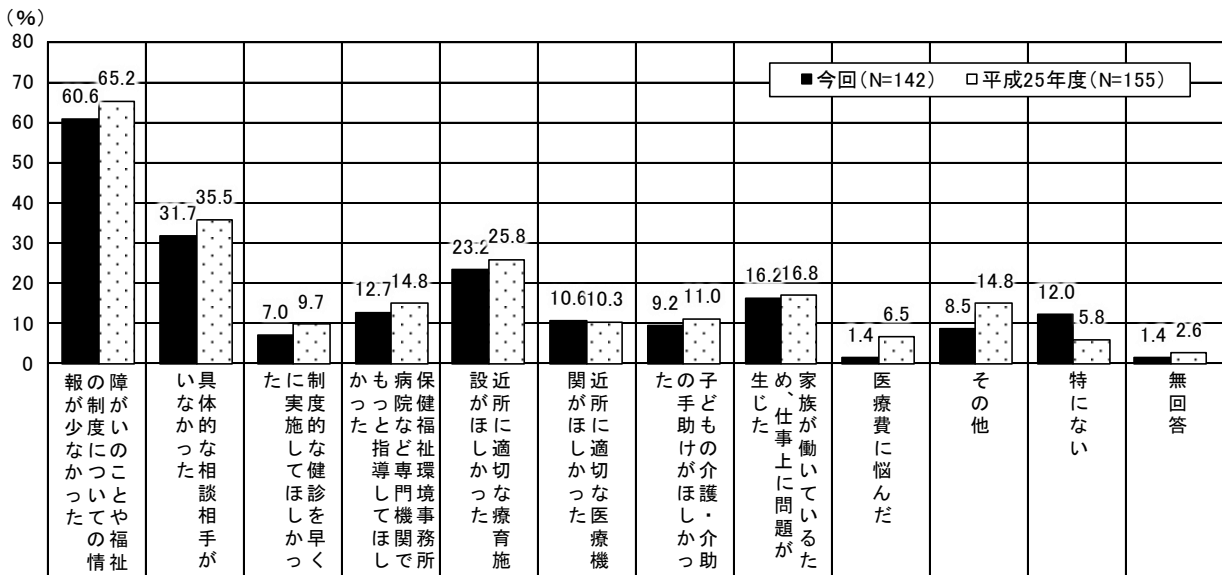
現状と課題

障がいのある児童の育成については、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけることがその後の成長にとって非常に大切です。特に、発達障がいに対しては、できるだけ早期に発見し、早い段階で療育等の適切な支援に結び付けていくことで、社会への適応力を高めていく効果が期待されます。そのため、妊婦健康診査や乳幼児健診時などに障がいの早期発見を視野に入れた診断や相談、カウンセリングを行い、必要な療育につなげていきます。

また、就学前の乳幼児については、障がいの特性に配慮した療育とともに、保育所等での受け入れなど、地域の中で障がいのない児童とともに育つことができるよう、配慮することが必要です。

これに加え、障がいのある児童の場合、家族のかかわり方がその児童の療育に及ぼす影響が大きいため、家庭に対する障がいの早期発見・早期療育の必要性に関する情報提供や、意識啓発も必要となります。

【障がいの診断・判定を受けた当時の苦労や悩み】



○当事者の声

・子どもが生まれて間もないときに、保健師さんから色々情報をもらっていた。



- 保健センター等において、乳幼児の健康づくりや育児に関する相談に対応します。
- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査の受診率向上に努めるとともに、健診結果により支援・指導が必要と思われる妊産婦・乳幼児に対する訪問指導等によるフォローの充実に努めます。
- 発達に問題を抱える児童とその保護者等に対して、育成指導事業等において必要な相談・指導を行います。
- 障がい児がそれぞれの発達段階に応じて、切れ目なく保健・医療・福祉等のサービスを利用できるよう、保健福祉環境事務所や児童相談所、医療機関、福祉施設等の関係機関と連携して、支援に努めます。
- 潁田病院横に設置された「こども発達支援センター」を療育に関する本市の拠点施設と位置付けて進めてきた取り組みをさらに充実させるため、関係各課や圏域内の障がい児通所支援施設等の関係機関と連携強化に努めます。
- 障がいのある子もない子も、お互いの人権を大切にしながら地域の中でともに育つことができるよう、保育所での障がい児保育を推進します。
- 地域子育て支援センターや家庭児童相談室等での子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、これらの各種相談窓口と保健・医療・福祉・教育関連機関等との連携を強化し、障がい児の保護者に対する相談・支援に適切に対応できるよう努めます。
- 就学に際して相談・支援が必要な障がい児の把握に努めるとともに、就学前の教育相談の充実を図ります。

具体的取り組み

(例)

(1) 障がいの早期発見

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
妊婦健康診査	妊娠届出書を提出した妊婦に妊婦健康診査補助券（14回分）を交付し、健康診査を通じた妊娠期の健康づくりを促進します。	継続	健康・スポーツ課	
乳幼児健康診査	4か月・8か月・1歳6か月・3歳の乳幼児を対象に、身体計測、医師・歯科医師の診察や育児相談等を行います。未受診者に対する訪問等による状況把握と受診勧奨に努めます。	継続 (受診率向上)	健康・スポーツ課	○
母親学級	妊婦を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供や、母性の育成を支援します。また、母親同士の仲間づくりの場を提供します。	継続	健康・スポーツ課	
両親学級	妊婦と配偶者を対象に、父親による沐浴実習等を含めた妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供を行います。	継続	健康・スポーツ課	
乳幼児育成指導事業	〔個別〕言語・運動・心理等についての個別相談・指導を行います。〔集団〕8か月児健診のフォローとして「運動教室」、1歳6か月児健診のフォローとして2歳前後の児童とその保護者を対象とした「あそびの教室」を開催し、作業療法士が相談・指導等を行います。	継続	健康・スポーツ課	○
乳幼児育成指導事業 (巡回相談事業)	保健師と臨床心理士が市内の保育所や幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる子ども達を早期に発見して支援に結びつけることによって、子どもの健やかな成長と保護者の育児不安の解消を図ります。	継続	健康・スポーツ課	○
訪問指導	保健師、栄養士等が訪問し、妊娠・出産・育児に必要な保健指導、相談を行います。	継続	健康・スポーツ課	

(2) 療育・子育て支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
児童発達支援センター等との連携	児童発達支援センター等の障がい児通所施設と、医療や福祉等の関係機関が連携を深めることによって、障がい児やその保護者等への支援強化を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
家庭児童相談室	家庭における児童に関する相談の受付や訪問を行うとともに、要保護児童等については関係機関と情報交換や支援会議を通じて連携を図りながら、保護者に対して助言指導を行います。また、相談室では子どもの健康・育児・学習・養育・障がい・非行等、子育てに関する相談や子どもの各種手続きに関する相談を「子どもなんでも相談」で受け付けています。	継続	こども育成課	
赤ちゃんすくすく元気訪問事業	訪問員が乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけたり関係機関との連絡調整を行います。	継続	こども育成課	
障がい児保育事業	保護者の就労等により家庭で保育できない、集団保育が可能な障がい児を保育所で受け入れます。保育士の加配等の必要な体制づくりや保育士の資質向上に努めます。	継続	子育て支援課	○
地域子育て支援センター事業	子育てに関する相談指導や子育てサークルの支援・情報提供など、子育て家庭に対する総合的な支援を行います。	継続	子育て支援課	

(3) 就学前支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
児童発達支援（障がい児通所支援）	就学前の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児の就学相談	保育所等において、学校等と連携しながら障がい児の就学や子育てに関する相談・指導を行います。	継続	子育て支援課	
就学相談会	障がい児の就学に関する相談・支援を行います。実施に際しては関係機関との連携により、相談・指導が必要な児童の把握と事業の周知に努めます。	継続	学校教育課	
飯塚市中心身障がい児（生）就学指導委員会	医師や教員、保健福祉医療の専門家等で組織する「飯塚市中心身障がい児（生）就学指導委員会」において、障がい児の就学に関する相談・指導、支援を行います。	継続	学校教育課	○

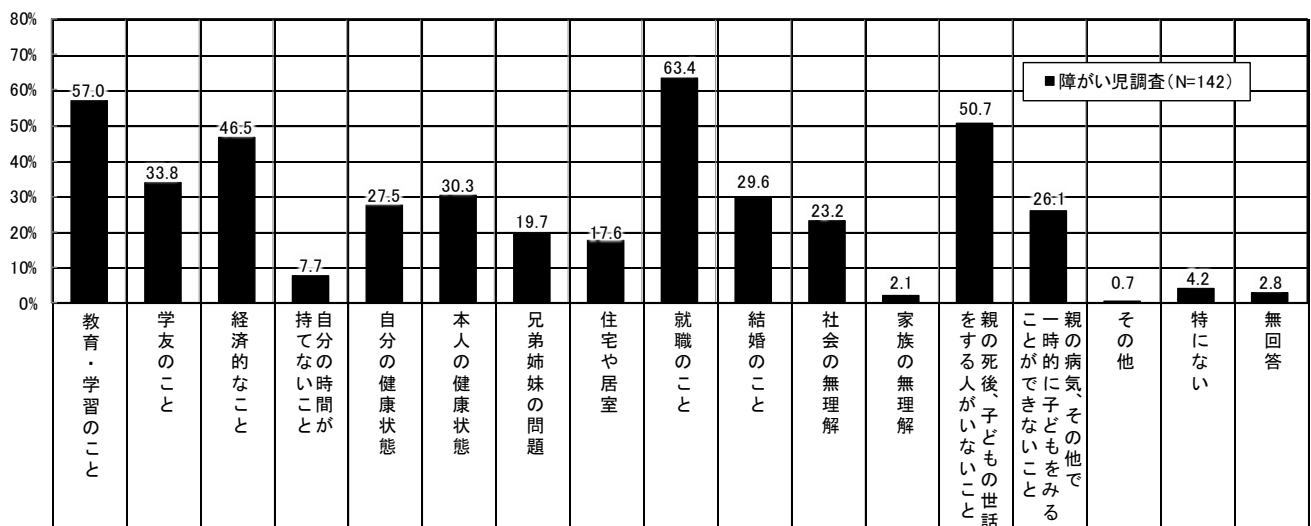
2. インクルーシブ教育の推進

現状と課題

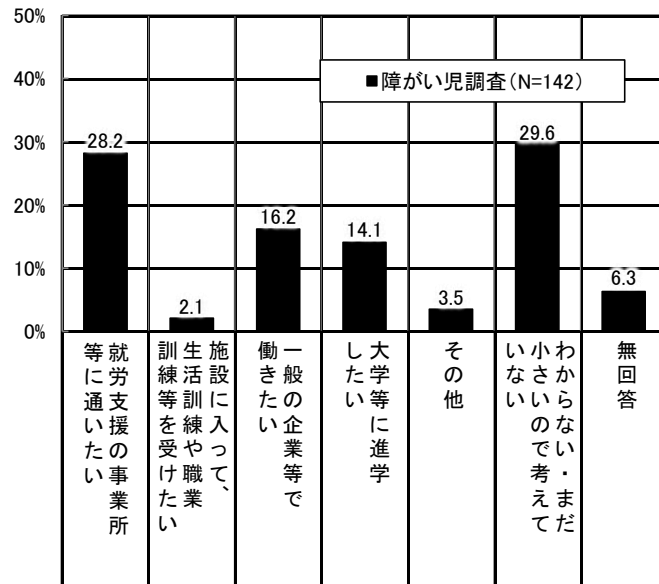
障がいの有無によって分け隔てられることなく、その能力や可能性を最大限に伸ばし、できる限りともに教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムの整備が求められています。その実現のためには、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍するすべての児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられるようにすることが必要です。

また、アンケート調査結果からは、障がい児の保護者では就職のこと、教育・学習のことが困りごと、将来に対する不安・悩みとして上位に挙げられていることから、保健・医療・福祉・教育分野に加え、労働分野との連携を強化し、保育・教育から就労まで、切れ目のない一貫した教育体制を整備する必要があります。

【障がい児を育てていく上で困っていることや将来に対する不安・悩み】



【学校卒業後の進路希望】



○当事者の声

- ・最近、児童発達サービスが充実してきた。これは良い面もあるが、地域の保育所や幼稚園に行かず、小学校に入る前から他の子どもと生き方が違うと感じるのではないかな。
- ・授業の時間に、健常者の子どもと障がい者の子どもが一緒に取り組むようにしないといけない。
- ・小・中学校からの教育の中に、障がい者関連の教育の時間を取ってほしい。

施策の基本的方向性

- 発達障がいを含む、すべての障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた適切な教育を行うため、特別支援学級や通級による指導等の充実に努めます。
- 小・中学校において特別支援学級の児童生徒とその他の児童生徒との日常的な交流を促進するほか、特別支援学校（養護学校）の児童生徒との交流機会の充実に努めます。
- 高等学校等と連携して、進学を支援するための学校見学や体験入学等を含めた進路指導の充実に努めます。
- 県教育センター等の教育専門機関等と連携しながら、適応指導教室やスクールカウンセラー等も含めた、教育に関する相談支援体制の充実に努めます。

具体的取り組み

(例)

(1) 特別支援教育等の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
特別支援学級の設置	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。	継続	学校教育課	○
特別支援教育サポート事業	小・中学校の通常の学級に在籍する軽度発達障がいのある児童生徒及びその保護者に対して教育支援を行います。	継続	学校教育課	
特別支援教育就学奨励費	国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に沿って支給を行います。	継続	学校教育課	
就学相談事業	障がいのある児童・生徒の保護者に対して教育相談を行うとともに、「飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会」を組織し、医師等専門家の意見を聞きながら適切な就学相談・指導を行います。	継続	学校教育課	○
各種教育相談	適応指導教室での教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談において、障がい児の教育に関する相談に適切に対応できるよう努めます。	継続	学校教育課	

(2) 放課後等支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
放課後等サービス(障がい児通所支援)	学校の授業終了後または休業日において、障がい児の生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
放課後児童クラブ	保護者の就労等によって放課後等の支援を必要とする、障がいのある児童を受け入れています。また、指導員については、障がい児への理解を深めることと資質向上を目的とした研修等を定期的に行い、必要に応じて関係機関と連携しています。	継続	こども育成課	

3. 生涯学習の充実

現状と課題

学校卒業後も、障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援を行い、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援することが必要です。

本市の「サン・アビリティーズいいづか」では、日常生活訓練事業を実施しているほか、障がい者自身による自主的な活動にも活用されています。また、このほかにもコミュニティセンターや地区交流センターなど、障がい者の生涯学習の場として活用できる社会資源が地域に存在しています。

これらの様々な施設等の活用と地域の連携のもと、障がい者が主体的に学習活動を行えるよう環境を整備していきます。

施策の基本的方向性

- 障がい者の学習活動やサークル活動を支援するため、学習活動に必要な情報や場所等の提供に努めます。
- 障がい者が交流センター等の地域で行われる様々な学習講座等に参加できるよう、環境整備に努めます。
- 点字・朗読ボランティア等と連携して、点字・録音図書等の障がい者の利用に配慮した学習支援機材・資料の充実に努めます。

具体的取り組み (例)

(1) 生涯学習の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
日常生活訓練事業	「サン・アビリティーズいいづか」で障がい者を対象に実施している華道、料理、絵画、書道等の各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者週間にあわせた作品展の開催	障がい者週間に合わせて、「サン・アビリティーズいいづか」や市役所内において絵画や工作物等の障がい者の作品を展示します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
手話通訳者の確保	聴覚障がい者の学習活動やサークル活動への参加を支援するため、手話通訳者の確保に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
点字録音図書等の整備	ボランティアと連携して点字図書や朗読テープ等を整備するとともに、これらの各種資料の周知と利用促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

第6章 障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】

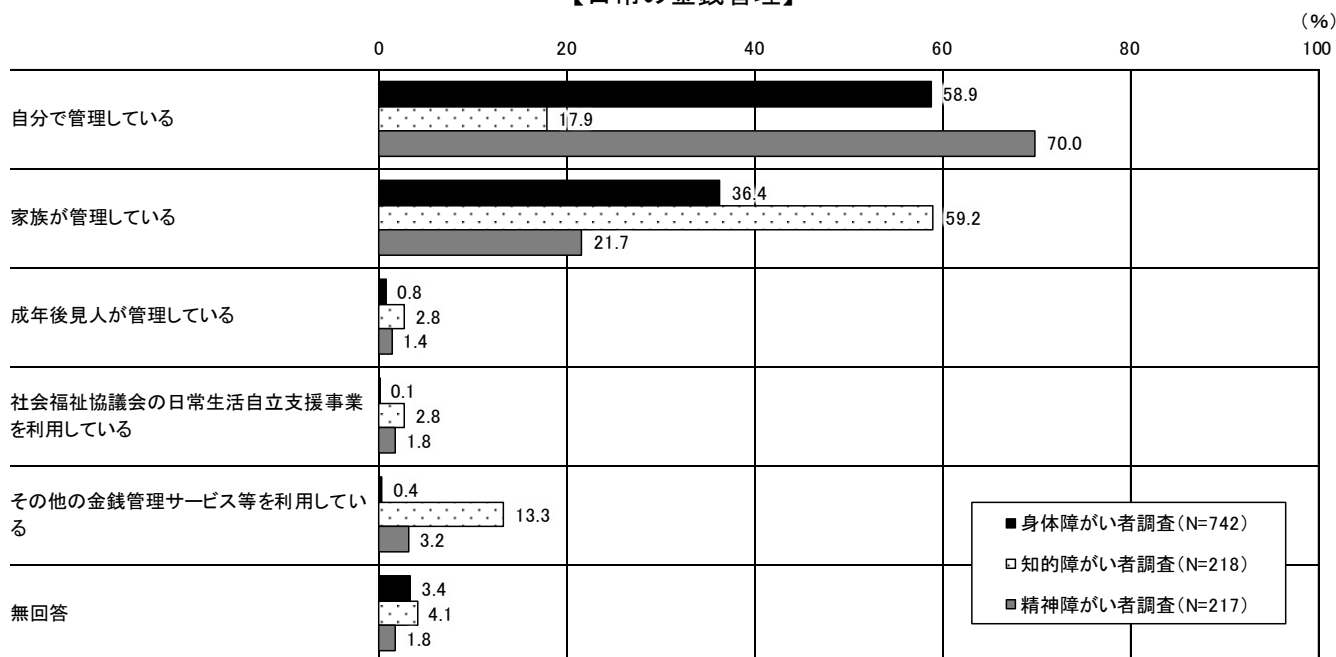
1. 意思決定支援の推進

現状と課題

すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、身近な地域で相談を受けることのできる体制を構築することが必要です。

そのため、意思決定に支援が必要な障がい者等が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援専門員やサービス事業者に対し意思決定支援ガイドラインの普及を図るなどの、意思決定支援の体制づくりが求められます。

【日常の金銭管理】



施策の基本的方向性

- 相談支援専門員やサービス事業者に対し、意思決定ガイドラインの普及を図り、障がい者等への意思決定支援を行います。
- 成年後見制度利用支援事業の促進により、制度利用が困難な障がい者等への支援を行います。

具体的取り組み

(例)

(1) 意思決定支援の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
意思決定支援ガイドラインの普及	意思決定支援ガイドラインを事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスの提供を行います。			
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者等に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。			

2. 相談支援の充実

現状と課題

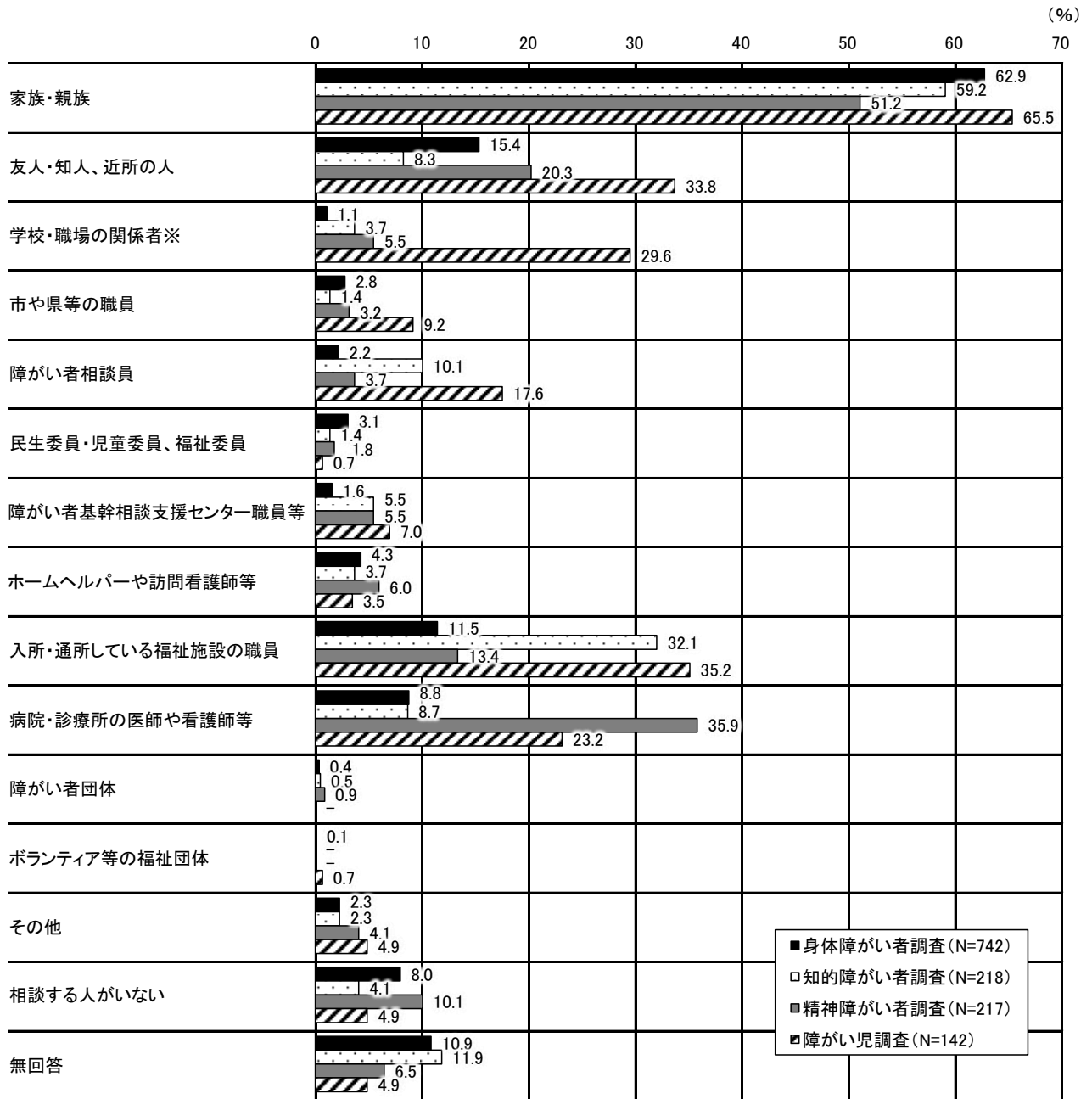
障がい者が地域で生活するためには、日常生活に関わる様々な情報を入手したり、生活上の困りごと等を身近な場所で相談できる環境が必要です。

アンケート調査によると、困りごとや悩みの相談先は「家族・親族」が最も多く、他の機関より突出しています。一方で、ヒアリング調査結果からは、障がい者本人や家族がどこに相談していいかわからない、身近な相談場所が必要との意見も出されています。

そのため、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備が必要です。また、関係機関間のネットワークを形成し、障がい者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制の構築が求められます。

そのほか、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等、障がい者同士・家族同士が行う援助として、有効かつ重要な手段である当事者等による相談体制のさらなる充実を図ることが必要です。

【困っていることや不安・悩みの相談先】



○当事者の声

- ・障がい特性を理解している社会・障がい者福祉課の方がすぐ近くにいる、連絡して相談できるという体制さえ作ってもらえれば、もう少し暮らしやすいのではないかと。
- ・各種障がい者の相談受付の強化と相談先の紹介等をお願いしたい、悩み事・困りごとをどこに相談して良いかわからない。



- 障がい者の生活面でのさまざまな困りごと等に関する相談支援事業の充実を図ります。
- 障がい者が一人ひとりの特性やニーズに応じて適切にサービスを利用できるようにするための「計画相談支援」について、関係事業者等に対する指定相談支援事業所設置の働きかけや情報提供を通じて、圏域における体制整備を図ります。
- 障がい者同士が行う援助として有効なピアカウンセリングの充実のため、当事者や障がい者の家族による相談活動を支援します。
- 障がい者が相談できる窓口の周知を図るとともに、各種相談窓口の相談員の資質向上に努めます。

具体的取り組み

(例)

(1) 相談支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
「障がい者基幹相談支援センター」における相談支援事業	2市1町で共同設置している5か所の「障がい者基幹相談支援センター」において、障がい者の日常生活上の相談対応や情報提供、福祉サービスの利用援助等を行う「相談支援事業」を実施し、地域における相談支援体制の充実を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者相談員制度	障がい者の在宅生活を支援するため、障がい当事者による日常生活上の相談への対応と、各種サービス利用に対する相談・利用手続きの援助等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児・者相談会	NPO法人いづか障害児者団体協議会等の主催により、「サン・アビリティーズいづか」において障がい当事者や家族などが相談に応じるピアカウンセリング等の相談会の実施を支援します。(毎月第1土曜日：精神障がい者対象、第2土曜日：聴覚障がい者・精神障がい者家族対象、第3土曜日：全般的な相談、第4土曜日：身体障がい者対象)	継続	社会・障がい者福祉課	

3. 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むためには、障がい者やその家族に対して、きめ細かな在宅福祉サービスが提供されなければなりません。

具体的には、居宅において生活支援や住宅改造、配食サービスなどの各種サービスを障がい者一人ひとりの支援の必要性に応じて適切に提供することが求められます。

また、障がい者の社会参加を支援するため、外出のための移動支援とともに、日中活動の場や機会を提供することが必要です。

○当事者の声

- ・障がい者やその家族がサービスを利用しやすくするためには、サービスの中身をよく知ることだと思う。そのための周知が必要。

施策の基本的方向性

- 在宅で生活する障がい者が日常生活に必要な支援・介助を十分に受けられるよう、居宅介護等の各種障がい福祉サービスの基盤整備を図るとともに、日常生活用具の給付や訪問入浴、配食等のサービスを充実します。
- 障がい者の外出を支援するため、同行援護や移動支援等のサービスの周知と利用促進に努めます。
- 障がい者の家族への支援として、家族の就労や社会参加、休息及び緊急時対応として活用できる日中一時支援事業や短期入所等のサービスの周知と利用促進に努めます。
- 障がい者が自らの希望に応じて様々な日中活動を選択できるよう、サービスの質・量両面での充実や地域活動支援センターの機能の充実等に努めます。

具体的取り組み

(例)

(1) 在宅支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい福祉サービス（自立支援給付）の基盤整備	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護等）や短期入所等の障害者総合支援法における各種障がい福祉サービスの基盤整備に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者在宅サービス事業	調理の困難な障がい者等を対象とした配食サービス、寝具の乾燥等が困難な障がい者等を対象とした寝具乾燥及び洗濯サービス、外出して調髪することが困難な障がい者等を対象とした訪問理美容サービス、訪問による入浴サービス、緊急時の連絡手段の確保が困難な一人暮らしの障がい者を対象とした通報システムの設置等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
日中一時支援事業	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児・者を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
補装具、日常生活用具等の給付	身体機能を補完・代替する補装具や、日常生活に必要な介護訓練支援用具・自立生活支援用具等の給付・貸与、住宅改修費の支給を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(2) 外出支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
同行援護	重度視覚障がい者の外出時において、移動に必要な情報の提供と移動の援護を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
移動支援事業	「同行援護」の対象者以外の障がい者が外出する際の支援を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉タクシー利用券の交付	在宅の重度障がい者が、タクシーを利用する際のタクシー料金を助成する福祉タクシー利用券を交付します。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(3) 日中活動支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
日中活動系サービス（訓練等給付）の基盤整備	生活訓練、機能訓練、就労移行支援、就労継続支援等の障害者総合支援法に基づく日中活動系サービスの基盤整備に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
地域活動支援センターの運営	障がい者に創作的活動・生産活動の場や社会との交流促進の機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
日常生活訓練事業	「サン・アビリティーズいづか」で障がい者を対象に実施している華道、料理、絵画、書道等の各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
社会復帰対策事業	精神科病院に入院している精神障がい者について、退院・地域移行を促進し、また継続して地域で生活できるよう、関係機関との連携を図り支援体制の検討を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
福祉機器の貸出し事業	障がい者や高齢者の方に対し福祉機器の貸出しを行い、在宅支援の推進や事業の啓発を図ります。	飯塚市社会福祉協議会
移送支援事業（ボランティア移送サービス）	障がい者等の社会参加支援のため、移送支援事業（ボランティア移送サービス）を実施します。	飯塚市社会福祉協議会

4. 住まいの確保

現状と課題

障がい者が、地域の中で安全・安心に暮らすことができる生活環境の充実を図るため、住環境の整備が必要です。本市では、公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修も必要に応じて対応しています。

今後は、関係団体等との連携のもと、一般住宅への入居を促進するとともに、緊急時の支援体制整備が必要となります。

このほか、障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホーム等の整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応できる体制整備も求められます。

施策の基本的方向性

- 地域での共同生活の場として、グループホーム等の基盤整備に努めます。
- 障がい者や高齢者に配慮した安全で住みよい公営住宅の整備に努めます。
- 障がい者の居住支援として、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」等の周知と利用促進に努めます。
- 自宅や地域での生活が困難な障がい者の生活の場である入所施設に対して、入所者の人権が尊重され、快適に生活できる施設環境づくりを要請していきます。

具体的取り組み

(例)

(1) 障がい者に配慮した住まいの確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
グループホーム等の基盤整備	障がい者が地域で生活する場としてのグループホーム等の基盤整備に努めるとともに、低所得の入居者に対する家賃助成（特定障がい者特別給付費の支給）を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市営住宅の整備	「市営住宅ストック総合活用計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の建て替え、改善を計画的に実施します。建て替えの際にはユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、障がい者・高齢者等の入居に配慮した住宅づくりに努めます。	継続	住宅課	
市営住宅の入居申込要件の緩和	公募において、障がい要件を満たした単身者については、年齢を問わず単身者住宅への申込みを可能とし、抽選によって入居することができます。また、要件を満たした障がい者が優先的に入居できる特定目的住宅に空きがある場合は、一般向住宅と併せて申込むことができます。	継続	住宅課	
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約により一般住宅へ入居する障がい者を対象に、緊急時支援等の体制整備を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	
入所施設の確保（施設入所支援）	自宅や地域での生活が困難な障がい者が入所できるよう、県等と連携して、必要な入所施設・定員の確保に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○

5. 生活安定のための支援

現状と課題

障がい者が地域で自立して安定した生活を送るためには、生活費の確保も重要な課題です。

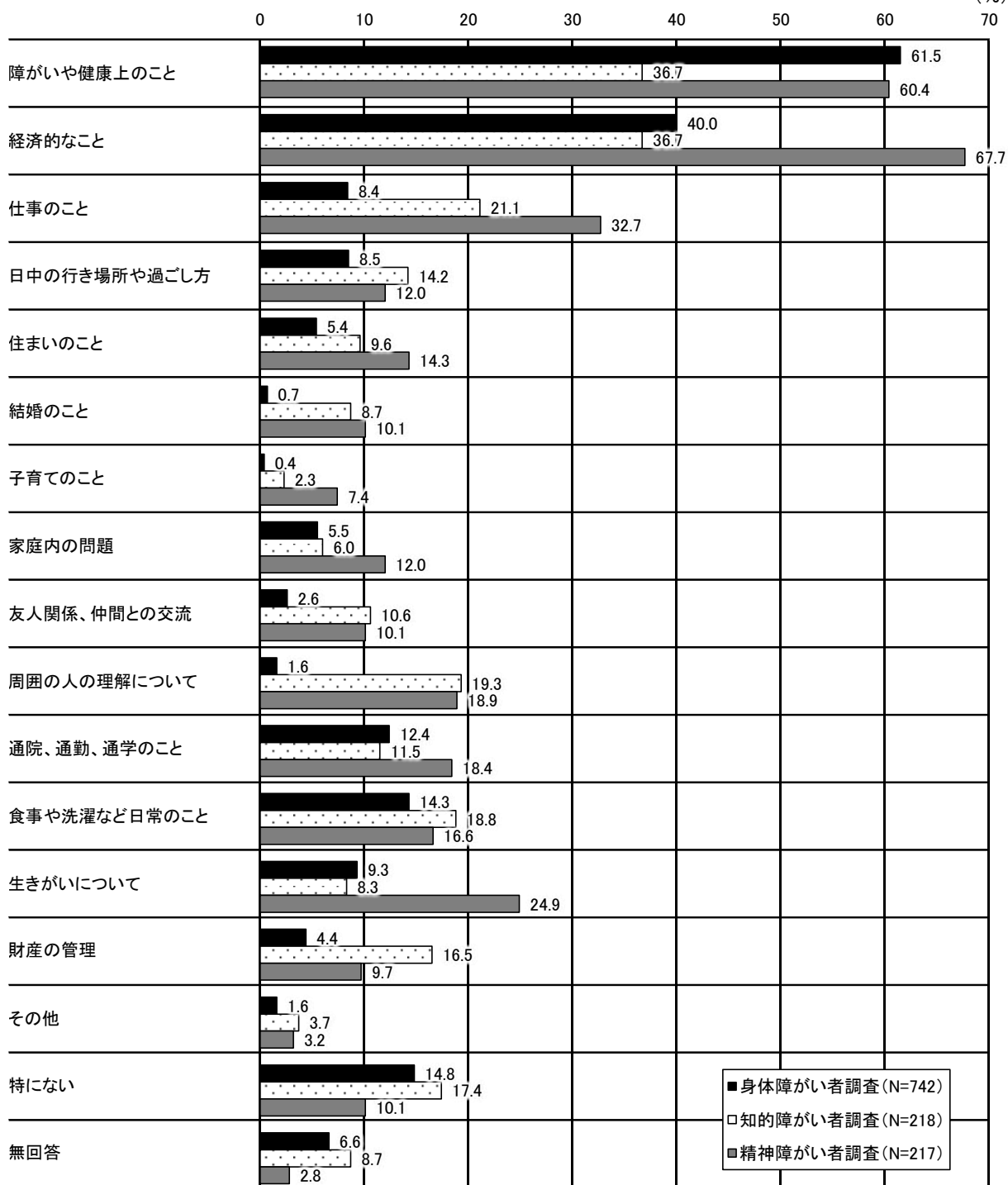
アンケート調査によると、障がい者の抱える生活上の不安や悩みとしては「障がいや健康上のこと」と並んで「経済的なこと」と回答した人が多くなっています。

同じくアンケート調査によると、障がい者の多くは年金・手当で生活していますが、精神障がい者においては生活保護受給者も多くなっています。また、就労している障がい者でも月収額が7万円未満と答えた人は、知的障がい者で回答者の約6割、精神障がい者で回答者の約4割を占めており、厳しい状況に置かれていることがわかります。

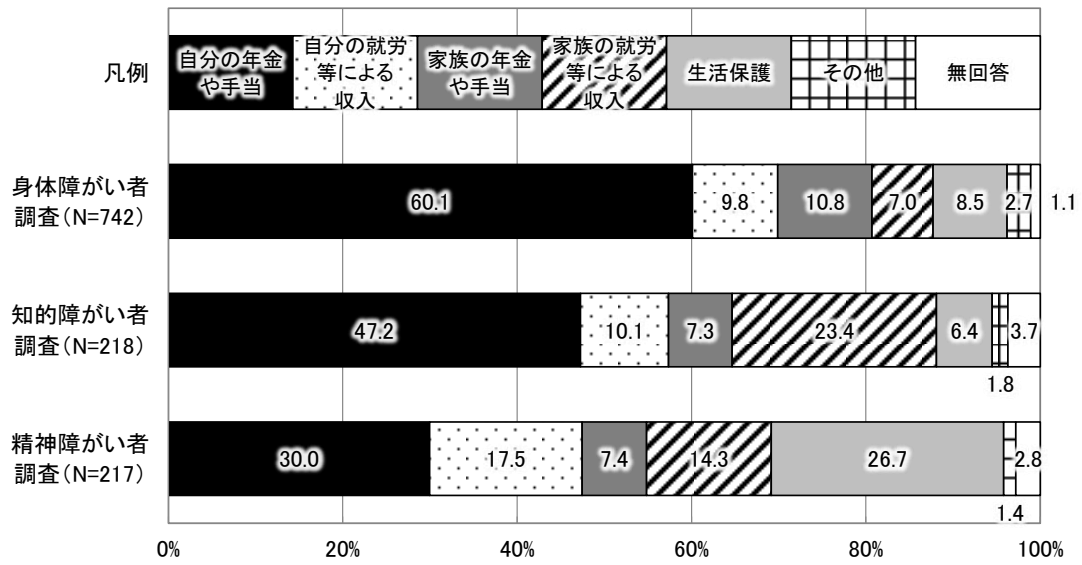
このため、各種年金制度や手当、貸付制度、割引制度などの周知と充実に努め、障がい者の生活の安定を図る必要があります。

【生活上の不安や悩み】

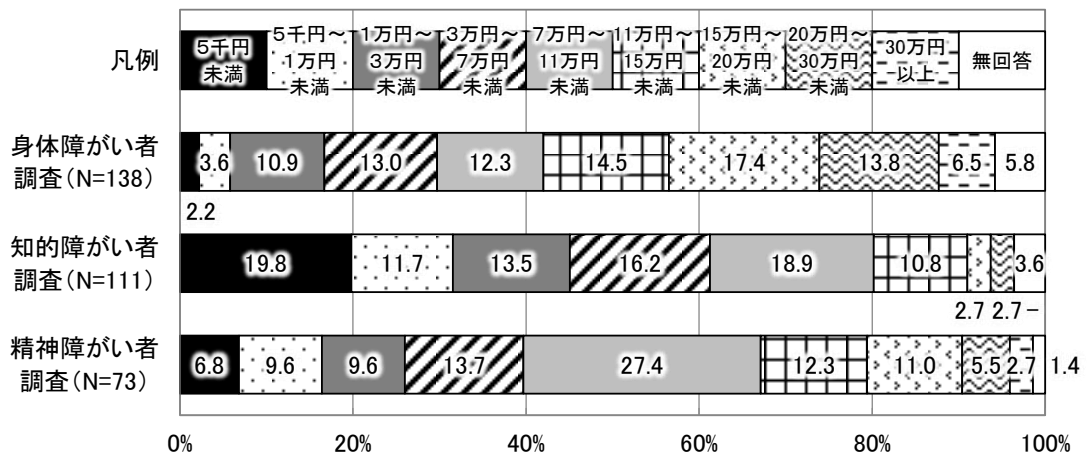
(%)



【生活費の状況】



【月収】



施策の基本的方向性

- 受給資格のある障がい者が、制度を知らないこと等により障がい年金等を受給できないことのないよう、各種年金・手当制度の情報提供に努めます。
- 障がい者を対象とした税の減免制度や各種割引制度等の周知に努め、利用促進を図ります。
- 飯塚市社会福祉協議会等の関係機関と連携して、各種貸付制度等の周知に努めます。

具体的取り組み (例)

(1) 生活安定のための支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
年金・手当制度等の周知	広報やガイドブック等への掲載、障がい者団体の会合や各種講座・説明会等の機会を活用して、各種年金・手当や貸付・割引制度に関する情報提供を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
生活福祉資金貸付	障がい者世帯の自立助長のため、生業を営むために要する費用、住宅の増改築や補修等に要する費用、負傷又は疾病の療養に要する費用等の貸付を行います。	飯塚市社会福祉協議会